

「アフガニスタン統合水資源管理」の 研修に寄せて



井原 健雄

(香川大学名誉教授)

Takeo
Ihara

筆者は、このほど、標題のような「アフガニスタン統合水資源管理」の研修に招かれ、そのコースの一端を講師役として、去る1月25日の寒い朝、四国・高松の地で担うことになった。もとより、筆者にとって「アフガニスタン」という国については、距離的にみても、また、意識的にみても、全く遠い存在であり、果たして有意な情報提供ができるかどうか、その当初、極めて不安の念に掻き立てられた。とはいえ、その担当事務局(すなわち、JICA=独立行政法人国際協力機構)との事前の念入りな照会と、その後の約1か月にわたる準備対応等により、その重責の一端を果たすことができ、ひとまず安堵した次第である。

これを受けて、本稿では、はじめに、当該研修概要を明らかにした上で、何故に筆者が、そのコースの一端を引き受けるに至ったのか、という点についての説明を補足することにしよう。ついで、筆者が15名の研修生に語った講話の要旨と、その直後の討論等によって、とくに強く筆者の心に残った所見の一端を明らかにしておこう。

そこで、まずこの「研修概要」に着目すれば、この研修では、アフガニスタンの政府関係者(15名)を、日本の政府開発援助(ODA)により、わが国に1か月間(1/15~2/14)受け入れて、現地視察を含むその研修に取り組むものであった。また、その研修の目的は、《日本での統合水資源管理(IWRM)の考え方およびそれに基づく水資源管理の実践について学び、帰国後、自国の水資源管理施策に生かす》ことであった。

これを受けて、その具体的な研修項目として、つぎの事項が指摘された。(1)日本における水資源開発の歴史、日本の優れた伝統的工法による治水、利水の考え方について学ぶこと。(2)《吉野川総合開発》を事例として、日本における統合水資源開発の歴史やその光と影の部分、各ステークホルダー、住民との合意形成について視察・意見交換を行い、途上国での国際河川流域の開発アプローチを検討すること。(3)建設途上のダム、稼働中のダムを視察し、ダム建設工程、完成後のダムの運営、維持管理について学ぶこと。(4)水文気象データのモニタリングと活用についての知識、情報の習得を行うこと、であった。

このうち、最も基本的な《統合水資源管理(IWRM)》の考え方とその施策等については、彼等の来日直後に、東京のJICA本部で担当者からの詳細な説明を受けているので、筆者の役割は、その個別具体的な事例紹介として、四国

地域にある「吉野川」(延長:194km, 流域面積:3,750km²)に着目して、「吉野川総合開発」の経緯を踏まえた所見の一端を披露することであった。

それでは、何故に筆者がその役割を演じることになったのかと言えば、筆者は、かつて「四国水問題研究会」(平成18年6月に、四国在住の各界各層のメンバーが主体的に参加して学習する場として発足した組織)の会長として、その運営に携わった貴重な経験を持ち合わせていたからである。事実、この研究会では、その後7年間にわたって都合18回の会合を開いて、それまでに学んだ科学的知見を踏まえたメンバー相互の共通理解として、四国住民の主体的な行動指針となるように取り纏めた「最終提言書」を、平成25年3月に刊行したことも指摘される。

そこで、このような貴重な経験を踏まえて、筆者が15名の研修生に語った講話の要旨を明らかにすると、そのテーマは、「四国の水問題の現状と課題」であった。また、その内容は、「四国水問題研究会」の「最終報告書」の構成目次に沿って、1.四国の水問題を取り巻く状況、2.河川機能の使命と役割、3.吉野川の水と人との関わり、4.水を知り地域や人を結ぶために、であった。そのなかでも、とくに強調した点は、「洪水被害も渇水も多い四国の地域特性」に触れるとともに、「吉野川の水利用が、四国4県に分水」されている事実に加えて、その実態把握を可能な限りデータに基づいて明らかにすること(例えば、吉野川水系の水利用率は約45%であること)に努めた次第である。そして最後に、「四国の水問題」の検討課題として、〈農業用水〉の使用量は最も多いが、実証分析が不足していること、〈工業用水〉については、かなりの程度、水の有効利用が進められていること、そして〈生活用水〉については、「価格機構」が殆ど有効に機能していない、と指摘した。

また、その直後の討論等によって、とくに強く筆者の心に残ったこととして、総じて水不足に悩むアフガニスタンの多様な政府部門(例えば、「水エネルギー省」や「農業灌漑畜産省」、あるいは「地方復興開発省」など)から派遣された研修生たちの穏健な人柄と極めて真摯な学習態度に、真実、頭の下がる想いを深めるとともに、その後(極めて寒い冬の昼下がりに)早明浦ダムと池田ダムの現地視察に向かう一行を見送った次第である。

平成30年度

税制改正(経済産業関係)のポイント

平成30年度税制改正(中小企業・小規模事業者向け)では、事業承継税制の抜本拡充や、新規の設備投資に係る固定資産税の減免を可能にする特例措置の創設、賃上げ支援の深掘りが行われます。

なお、詳しい情報は、経済産業省ホームページ

http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2018/zeisei_k/index.html

においてご覧いただけますので、ご確認ください。

1

「生産性革命」実現に向けた対応

◆国内投資(賃上げ・設備投資)加速化

過去最大の企業収益を国内への投資に向かわせ、賃上げや設備投資を強く促すため、3%以上の賃上げと安定した設備投資、人材投資の強化を行う企業には、法人税負担をOECD平均の25%まで引き下げる。加えて、生産性向上に資するIoT投資に積極的に取り組む企業は、思い切って20%まで引き下げる。

◆赤字を含む中小企業の投資の強力後押し

生産性の向上に取り組む中小企業を強力に支援するため、新規の設備投資に係る固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置を創設する。

◆IoT投資の抜本強化(コネクテッド・インダストリーズ税制)

第4次産業革命で激変するビジネス環境に迅速に対応するため、サイバーセキュリティ対策を講じながら行うIoT投資(ソフトウェア、センサー、ロボット等を連携させる投資)に対して、大胆な支援を行う(投資額の3%税額控除等)。3%以上賃上げした企業には、更に支援を深掘りする(5%の税額控除等)。

◆迅速かつ大胆な事業再編の促進

第4次産業革命に対応し、企業の迅速かつ大胆な事業ポートフォリオの転換を支援するため、欧米で一般的な株式対価M&Aに係る株式譲渡益の課税繰り延べ措置を講ずる。

◆事業承継・再編の促進／中小企業の少額資産の特例措置の延長／中小企業の賃上げ支援強化

(後述)

2

中小企業の生産性向上・地域経済の活性化

◆事業承継・再編の促進

円滑な世代交代を推し進めるため、10年間限定で、事業承継税制を抜本拡充する。

①税制のカバー率を100%とすることで、承継時の負担をゼロにする。

②雇用要件を弾力化し、未達成の場合も、税制の適用を継続する(報告や指導助言は必要)。

③複数株主から複数後継者(最大3人)に対する贈与・相続も対象とする。

- ④後継者の将来リスクを軽減するため、株価再計算により売却・廃業時の減免を可能とする。
- ・中小企業のM&A(親族外承継)の際に生じる登録免許税、不動産取得税の軽減措置を講ずる。

◆中小企業の少額資産の特例措置の延長

30万円未満の設備投資の際に一括損金算入を可能とする特例を、現行のまま2年間延長する。

◆中小企業の賃上げ支援強化(所得拡大促進税制の拡充)

中小企業の賃上げを強力に支援するため、従来の制度から支援を深掘りする(給与増加額の10%→15%を税額控除)。思い切った賃上げ(2.5%以上)や人材投資等に取り組む中小企業には、更に大胆な支援を行う(22%→25%を税額控除)。

◆交際費課税の特例措置の延長

中小法人の交際費を800万円まで全額損金算入可能とする特例措置を2年間延長する。

◆赤字を含む中小企業の投資の強力後押し(前述)

3

エネルギーの安定供給

◆省エネ再エネ高度化投資促進税制の創設

- ・工場等での大規模な省エネ投資や、複数事業者が連携して行う物流システム効率化のための投資に対する支援を強化する(30%の特別償却等)。
- ・再エネについて、固定価格買取制度からの自立化や長期安定発電を促進するため、これに大きく貢献する先進的な設備の導入に対する支援を堅持する(20%の特別償却)。

◆電力・ガス供給業に対する収入金課税の見直し

小売全面自由化を踏まえ、一般の企業との課税の公平性を確保するため、まずは中小規模のガス事業者について、法人事業税の課税方式を他の事業と同様の課税方式に変更する。

◆海外投資等損失準備金制度の延長

エネルギー・鉱物資源の自主開発の重要性に鑑み、事業リスクを軽減する準備金制度を2年間延長する。

◆森林環境税(仮称)の創設

個人住民税均等割の枠組みを活用して、国民一人一人が負担を分かち合う森林環境税(仮称)を創設する。

4

国際競争を勝ち抜くための事業環境整備

◆外国子会社合算税制の見直し(海外M&Aに伴う海外子会社等再編円滑化措置)

海外M&A後の買収企業傘下のペーパーカンパニー等の整理は、企業の経営効率を高め競争力の向上につながり、租税回避防止にも資するものの、現状、その整理に伴い発生する株式譲渡益は課税されることから、これを見直し非課税とする。

会員ニュース

「香川お菓子まつり」を開催

香川県菓子工業組合

香川県菓子工業組合は2月17日、18日に高松丸亀町寺番街前ドーム広場、丸亀町カルチャールームにおいて「香川お菓子まつり」を開催しました。両日とも県内各地の菓子店20店以上の出店があり、親子連れでにぎわいました。

会場にはイートインコーナーが設けられ、この日限定のコラボ商品であるお城をかたどった最中に入ったあん餅雑煮やしよゆう団子などが販売されました。また、カルチャールームでは手作り和菓子教室が開かれ、あんを練り切りで包んだり、和三盆を木型に押し込むなど色とりどりの和菓子づくりを菓子職人から直接教わることができ、参加者は手先を器用に使った繊細な和菓子づくりに悪戦苦闘しながらも楽しんでいました。

その他、お菓子で作られた美術品である工芸菓子の展示(表紙写真)も行われるなど食べて、学んで、見て楽しめる2日間となりました。



▲ドーム広場に県内の菓子店が出店



▲菓子職人が丁寧に教えてくれる和菓子教室

FROM青年部

香川県青年経済団体連携会議全体会を開催

2月2日、まなびCAN（高松市）において本会青年部、香川県商工会議所青年部連合会、香川県商工会青年部連合会、公益社団法人日本青年会議所四国地区香川ブロック協議会の4団体による「香川県青年経済団体連携会議全体会」を開催し、各団体より合計約90名の参加がありました。

はじめに今年度の幹事団体会長として本会青年部・木村一夫会長より開会挨拶があり、続いて、今回、「ビジネスマッチング」をテーマに福井県より発創デザイン研究室の富永良史氏を講師にお迎えし、ワークショップを行いました。全員参加型で各団体1名ずつの4人1組のグループに分かれ、グループを変えながら出会いを繰り返すという今回のワークショップでは、多様な出会いの広がりや自分の考え方のとらえなおし、新ビジネスのタネさがしなど、参加者の今後の経営に役立つ内容となりました。

その後の懇親会も含め、終始和やかな雰囲気のもと、団体を越えた相互の交流・懇親が深められ、盛会のうちに終了しました。



▲開会挨拶での本会青年部・木村会長



▲富永講師



▲ワークショップ風景

協会けんぽ香川支部からのお知らせ

①平成30年3月分(4月納付分)から、保険料率が改定されます

○健康保険料率

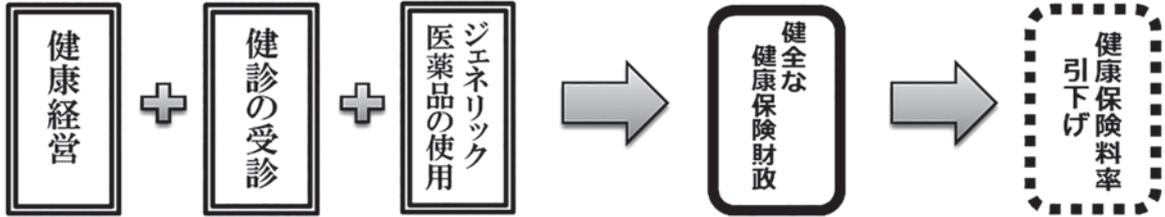
【香川支部】

○介護保険料率(40～64歳)【全国一律】

現行	平成30年3月分～
10.24%	10.23% <small>初の引下げ</small>

現行	平成30年3月分～
1.65%	1.57%

健康保険料率引下げへの切り札



②“健康保険委員”という制度を活用していますか？

- ・医療費が高額になりそう・・・
- ・出産するときの手続きはどうすればいいの・・・
- ・病気療養のため長期欠勤したいが、休業補償はあるのか・・・



職場でこんな相談を受けたとき、
適切なアドバイスができる方はいますか？

「健康保険委員に登録すると、必要な健康保険の知識が身に付けられます」

協会けんぽから制度改正等の
情報提供

協会けんぽが実施する
研修会



このページをコピーし、FAXするだけで登録完了！
FAX : 087-811-4550 (協会けんぽ香川支部企画総務グループ行)



健康保険委員(申込)推薦書

次の者を健康保険委員として適任と認め、推薦します。

活動内容や応募条件についての
詳細は協会けんぽホームページ
をご覧ください。

健康保険委員氏名	健康保険証の 記号-番号	—	
事業所名称	電話番号		
事業所所在地			
事業主氏名	⑤	平成	年 月 日



全国健康保険協会 香川支部
協会けんぽ

【お問い合わせ先】087-811-0570(代表)

寒波で経営環境が安定性を欠き、 景況DI、売上高DI、収益DIともに大きく落ち込む

2018年1月

製 造 業	食料品 	<ul style="list-style-type: none"> ●出荷高は、前年同月比97.0%であった。(調理食品) ●11月の冷凍食品の数量は、前年対比99.2%と6カ月ぶりに前年を下回った。しかし、1～11月の数量累計は依然として103.9%と高く、ニーズの高さがうかがえる。数量は拡大するものの、様々なものが値上げ(運賃・段ボール・人材関連)となっており、価格転嫁がどこまで出来るかが焦点となっている。(冷凍食品) ●平成30年1月単月の組合員の業況は、売上が減少傾向であり、厳しい状況であると推察される。当組合の生場販売数量においても、平成30年1月単月では、前年同月比70%程度の状況である。また、前年同期比(4月～1月)においても93%と低い水準であり、販売数量の減少傾向に歯止めがかからない状況である。(醤油) ●1月から小麦粉価格が上昇した。(手延素麺)
	繊維・同製品 	<ul style="list-style-type: none"> ●1月からのクリアランスセールは、寒波の影響もあり順調に推移している。流通在庫の減少のため、2018年に向けて久しぶりに希望の持てるシーズンになりそうな気配である。本年に入り、高齢化による廃業が2件発生し、組合員数減少の要因の1つとなっている。(手袋)
	木材・木製品 	<ul style="list-style-type: none"> ●製材は、原木の出荷が少ないため若干値上がりしている。市場は、変化がない。プレカットは、前年と比べて10%減少している。(製材) ●原木価格が上昇している。住宅着工数の減少に伴い、木材の需要も減少して、厳しい業況である。(木材)
	印刷 	<ul style="list-style-type: none"> ●新年を迎え、1月前半は受注も伸び悩んでいたが、後半は持ち直し傾向であり、トータルにおいて前年度と変わらない様子で推移した。(印刷)
	窯業・土石製品 	<ul style="list-style-type: none"> ●地区内の共販市況は、スローペースであるが、改善の方向で進んでいる。他地区では、高松地区は足踏状態であるが、その他の地区では、価格改善が進んでいる。(生コン) ●1月は例年になく景気に関する冷え込みが厳しい様に感じられる。(ブロック)
	鉄鋼・金属製品 	<ul style="list-style-type: none"> ●12月駆け込みの反動が出た1月であった。稼働日数の少なさもあり、生産面では落ち着いたところであるが、原材料の高止まりに加え、物流コストの上昇は収益を圧迫する要因となってきている。(鍍金)
	一般機器 	<ul style="list-style-type: none"> ●総じて県内の鉄工業は、前年同期に比べ工事量、売上高共に伸ばしている。フェンス製品、歩道橋防護柵等の製造業は、全国的な販売網であるが、売上、収益共に昨年同期並みである。民間需要として顕著であった太陽光代替エネルギーの新規設備工事は減少した。消費拡大による物流倉庫等の工場建設による周辺防護、環境整備の需要に期待するところである。建設用鉄骨業は、企業の景気回復による需要増から工場の新規建設やリニューアル工事等、設備に対する投資が急増し、繁忙が続いている。価格は上向くものと予想されたが、阪神地区の業者との競争により低価格が続いたが、その後、受注価格は徐々に上昇し、利益を確保できる状況に好転した。地場中小の機械加工、部品組立工場は、前年に比べ一時的に減少が見られたが、その後、自動車、電気関連の部品メーカーから受注が続き、平時の生産量が継続している。造船関連工業は、造船業が直面する景気減速による海上荷動きの減少と世界的な船腹過剰から、新規の船舶建造は大幅に落ち込み、工事は減少している。今期は船舶の環境規制強化を控え、これまで受注が止まっていた新造船の建造が徐々に決まってきている。中小、零細規模の鉄工事業所の雇用は、引き続き技能労働者を中心に人手不足が生じており、新規採用も難しいため有期契約社員の受入れを進めている。(一般産業用機械・装置)
	輸送用機器 	<ul style="list-style-type: none"> ●人員は減少しつつも安定しています。受注工事は、平成31年まで埋まっています。(造船)
	その他 	<ul style="list-style-type: none"> ●業界内で、丸亀うちわ本来の竹うちわに興味を持つ業者が増加してきたような動きがあり、大変に嬉しいことと考えられる。(団扇) ●寒波の影響で各地小売店来客数が減少している。不要不急の漆器製品等は、売上が減少している。1月16日～22日に、県の補助事業で百貨店において香川漆器のPRと販売を組合員8社の参加で開催した。初めての開催であったが、まずまずの効果があった。(漆器) ●1月は、前年と比べて売上が減少しました。前月から小売が悪化したままで、自衛隊の布団の売上をもっても、昨年1月の売上高より減少となりました。同業他社の小売業は、売上が減少し、卸売業は、やや増加傾向です。(綿寝具)
	非 製 造 業	小売業 

1月の県内景況は、前年同月と比べて業界の景況DI値は-20.8ポイントで前月調査の-8.3ポイントから12.5ポイントの悪化となった。その他の主要指標のDI値においては、売上高DI値は-27.1ポイントで前月調査の-10.4ポイントから16.7ポイントの悪化となった。収益DI値は-20.8ポイントで前月調査の-14.6ポイントから6.2ポイントの悪化となった。寒波の影響から、衣料品の需要増加の動きは見られるものの、国内消費の停滞を補うには至っていない。また、雇用難、製造コスト上昇も続いており、景況DI、売上高DI、収益DIの主要3指標は大きく落ち込んでいる。

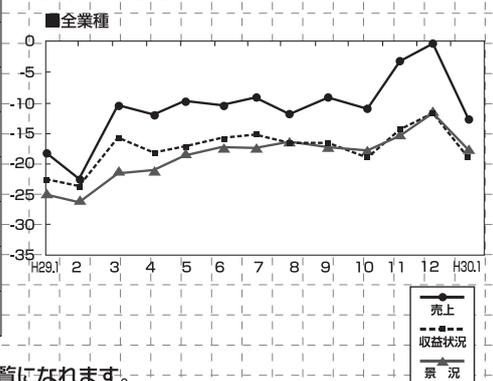
非製造業	商店街 	<ul style="list-style-type: none"> ●一ヶ月を通し寒い日が続いており、季節商材は重衣料を中心に好調を維持している。年明け以降の株高を背景に富裕層客の高額品(宝飾、時計、美術品等)購入は活発化しており、売上の底上げ要因となっている。正月は、2日から商店街(北部)は多くの人出でにぎわっていたが、百貨店が今年も3日からの営業であり、セールをスタートしている店舗は売上が好調であったものの、それ以外の店は飲食店を除き、厳しそうに感じられた。商店街やエリア間で、また店舗や業態ごとに売上格差が開きつつあり、売れる店、売れない店の開きが今後ますます拡大し、生き残れる小売店は限られてくる厳しい時代になると考えている。また、このところの円高や株価の下落が短期的なものであればと願っている。所得の改善と経済の安定成長が望まれる。(高松市) ●年末に続き、飲食店が15日にオープンしました。空き店舗が飲食店に変わって行くようです。他の商店街も次々と飲食店がオープンして、商店街から小売が消えていきます。今年は寒さが異常です。人も出てくるのが減っています。厳しい一年になりそうです。(高松市) ●年明けは寒い日が続き、高齢者の客が多い商店街は「人の出」が少なく、多くが苦戦していると感じた。商店街以外の小売店でも、「1月は悪い」との声を耳にした。(丸亀市)
	サービス業 	<ul style="list-style-type: none"> ●年度末及び春休みに向けて受注が増加しているが、1月の売上は低調である。春先の工事に対して、下請け等の確保が困難で受注できない場合がある。(ディスプレイ) ●1月も、微増ながら、ほぼ前年比をクリアできた。ただ、1月は、例年言われるが、厳しかった。冬の寒さが、身に染みる。電力その他費用がかかっている。(旅館) ●この度、厚生労働省統計情報部「衛生行政報告例」が発表となり、全国美容室軒数243,360軒(前年比3,061軒増)、全国従業美容師数509,279人(前年比4,581人増)でした。ちなみに香川県美容室数は、2,473軒(前年比51軒増)、従業美容師数は3,991人(前年比80人増)でした。香川県の人口減少、少子高齢化の中、美容室数、美容師数は増え続けています。(美容)
	建設業 	<ul style="list-style-type: none"> ●現在国会で「働き方改革関連法案」が審議されているが、長時間労働是正のための時間外規制については、建設業の場合5年間の猶予期間がある。地元建設業の場合、現状では週休2日については、せいぜい各週が精一杯である。完全週休2日制を進めていくためには、適正工期の設定と発注時期の平準化が必須となる。また、日給者の総収入の維持のためには、さらなる労務費の増額が必要である。長時間労働是正のためには残業時間を減らしていかなければならないが、現状では、技術者は、現場作業が終わって事務所に帰ってからの書類作成が多く、これを改善していくには、提出書類の簡素化が必要と思われる。(総合建設)
	運輸業 	<ul style="list-style-type: none"> ●地方の景気回復の遅れ等により、長期的に運送収入、輸送収入が減少しており、非常に厳しい経営状況が続いている。また、乗務員不足が深刻化しており、輸送需要が集中する午前中の時間帯を中心に、対応できていない状況にある。(タクシー) ●平成29年12月分高速道路通行料金利用額の対前年同月比は、4.0%減となり、対前月比では2.1%増となった。また、12月分利用車両数の対前年同月比は、3.1%減となった。(トラック)

香川県内の業種別DI値の変化(対前年同月比)

	売上高	収益状況	業界の景況
製造業	食料品		
	繊維・同製品		
	木材・木製品		
	印刷		
	窯業・土石製品		
	鉄鋼・金属製品		
	一般機器		
	輸送用機器		
	その他		

	売上高	収益状況	業界の景況
非製造業	卸売業		
	小売業		
	商店街		
	サービス業		
	建設業		
	運輸業		
	その他		

全国集計によるDI値の推移(対前年同月比)



※集計結果の詳細は、本会ホームページ上でご覧いただけます。
<http://www.chuokai-kagawa.or.jp/>

商工中金だより

総合金融サービスのご案内

経営ニーズへの対応

M & A	企業の紹介・企業価値の算定から諸条件の調整・最終履行までお手伝いいたします。
事業承継対策	事業を承継される個人・法人の方に対し、株式取得資金をはじめとするあらゆる資金ニーズに対応いたします。また、専門家と連携した自社株対策や、オーナーが後継者に自社株を売却した際の資金運用手段のアドバイス、後継者がいない場合のM&Aのサポートも行います。
ビジネスマッチング	商工中金の全国ネットワークを使って、仕入先・販売先、技術・業務提携先など法人のお客さまの本業支援につながる取組として、ビジネスパートナーをご紹介します。
株式公開支援	資本政策のご提案、内部体制整備のご相談、証券会社・監査法人のご紹介などお客さまの立場に立ってアドバイスいたします。
不動産有効活用	フランチャイザーや不動産専門業者のご紹介など遊休地の活用をサポートいたします。
コンサルティングなど	上記のほか、株式会社商工中金経済研究所により専門的な経営相談業務や組織の見直し・人事労務関連など、経営コンサルティング業務を行うとともに、各種セミナーなども実施しています。

なお、詳細につきましては、商工中金高松支店までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
株式会社商工組合中央金庫 高松支店
〒760-0052
高松市瓦町 1-3-8
TEL.087-821-6145
FAX.087-851-6074

日本政策金融公庫だより

● 融資制度のご案内 ●

下記掲載は融資制度の一部ですので、詳しくは各事業までお気軽にお問い合わせください。

○創業支援貸付利率特例制度の概要（国民）

融資対象者	新たに事業を始める方または事業を開始して税務申告 2 期末満の方
融資限度額	各融資制度に定める融資限度額
ご返済期間	各貸付制度に定めるご返済期間以内
利率（年）	各融資制度に定める利率-0.2% ただし、女性または 35 歳未満の方およびUターン等により地方で創業する方（注）は各融資制度に定める利率-0.3% （注）Uターン等により地方で創業する方とは、仙台市、東京 23 区、名古屋市、大阪市、福岡市（以下、都市と言います。）に居住または勤務している方で、都市以外で創業する方をいいます。ただし、東京 23 区に居住または勤務している方については、東京 23 区を除く都市で創業する場合も含まれます。

○新事業活動促進資金（経営強化関連）の概要（国民、中小）

融資対象者	中小企業等経営強化法第 13 条に基づき経営力向上計画の認定（変更認定を含む。）を受けた方
資金使途	設備資金、運転資金
融資限度額	【国民生活事業】 7,200 万円（運転資金は 4,800 万円） 【中小企業事業】 7 億 2,000 万円（運転資金は 2 億 5,000 万円）
ご返済期間（うち据置期間）	設備資金 20年以内（2年以内） 運転資金 7年以内（2年以内）
利率（年）	基準利率 ただし、設備資金（土地に係る資金は除く）については、①国民生活事業は 7,200 万円まで、②中小企業事業は 2 億 7,000 万円まで、それぞれ基準利率-0.9%

○HACCP資金（食品産業品質管理高度化促進資金）の概要（農林）

融資対象者	食品の製造または加工の事業を行う中小企業者（協同組合等を含む）
資金使途	HACCP 導入やその前段階の衛生・品質管理のために必要な設備資金 上記に併せて支出される、施設の円滑な立上げに必要な、システム開発費等の費用（特別の費用等） （指定認定機関の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画に基づく事業）
融資限度額	事業費の 80%以内又は 20 億円のいずれか低い額
ご返済期間（うち据置期間）	10年超15年以内（3年以内）
利率（年）	ご融資額 2億7,000万円以下 0.20~0.45%（※） 2億7,000万円超 0.35~0.60%（H30.2.20現在） （※）資金使途により2億7,000万円超の金利が適用になるケースがあります。

〈支店窓口〉

株式会社 日本政策金融公庫 高松支店（URL：http://www.jfc.go.jp）

〒760-0023 高松市寿町 2-2-7 いちご高松ビル 2・3階

国民生活事業（2階） Tel.087-851-0198 Fax.087-822-9274

中小企業事業（3階） Tel.087-851-9141 Fax.087-822-1423

農林水産事業（3階） Tel.087-851-2880 Fax.087-822-7350

中小企業・小規模事業者の皆さまへ

香川県信用保証協会は、中小企業・小規模事業者の金融・経営を支援する公的な機関です。

～平成30年4月から新しい信用保証制度がスタートします。～

【中小企業のライフステージに応じた支援を行います。】

創業者が手元資金なしで受けられる融資の限度額が2倍に拡充します。
(1000万円→2000万円)

小規模事業者が受けられる融資の限度額が拡充します。
(1250万円→2000万円)

事業承継を受けた経営者が株式の取得等のために個人でも活用できる保証制度を創設します。

【全国規模の経済危機や災害時に支援を行います。】

全国規模の危機時に、通常保証とは「別枠」で、融資を受けられる保証制度を創設します。

【信用保証協会と金融機関が連携した支援を行います。】

中小企業の資金ニーズにきめ細かく対応するため、信用保証協会と金融機関が連携し、中小企業への経営支援を強化します。

信用保証制度とは、中小企業・小規模事業者が金融機関から事業資金を借り入れる際に、信用保証協会が公的な保証人となることで、中小企業・小規模事業者の資金調達を容易にする制度です。



【お問い合わせ】 TEL : 087-851-0061 FAX : 087-851-0262

香川県信用保証協会

検索

<http://www.kagawa-cgc.com/>

中小企業倒産防止共済制度

経営セーフティ共済

取引先の
倒産から会社を守る
制度です!

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で
最高8,000万円
まで貸付け
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。
- 2 貸付条件は
無担保・無保証人
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が「積み立てた掛金総額から控除されます。」
- 3 掛金は税法上
**損金(法人)または
必要経費(個人事業)に**
掛金月額は、5千円～20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

中小機構

TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

経営セーフティ共済

検索

BOOK RANKING 県内ベストセラー



順位	書名	著者	出版社/定価
1	漫画 君たちはどう生きるか	吉野源三郎:原作 羽賀翔一:漫画	マガジンハウス/1,404円
2	おらおらでひとりいぐも	若竹千佐子	河出書房新社/1,296円
3	不死身の特攻兵 軍神はなぜ上官に反抗したか	鴻上尚史	講談社/950円
4	Lily 一日々のカケラー	石田ゆり子	文藝春秋/1,944円
5	おちゃめに100歳!寂聴さん	瀬尾まなほ	光文社/1,404円

香川県書店商業組合調べ

ご活用ください。 産業雇用安定センター

（当センターは、厚生労働省と経済・産業団体の協力により設立された公益法人で、「失業なき労働移動」実現にむけて、全国ネットで出向・移籍等の支援業務を行っています。）

会社間の人材移動

雇用の拡大

事業の拡大・組織の強化等

雇用の縮小

事業の再編・縮小・閉鎖等

無料の職業紹介

情報提供・相談・斡旋の
費用はかかりません。

- 人材の受入（途中採用）や人材の送出（雇用調整による再就職支援など）をご検討の企業様からのご相談をお待ちしています。
- 離職を余儀なくされる方に、ご希望をお聞きし求人開拓を行い再就職のお手伝いをいたします。

●お問い合わせは



公益財団法人 産業雇用安定センター 香川事務所

〒760-0023 香川県高松市寿町2丁目4-20（高松センタービル8階）

TEL.087-851-1011

ご利用時間

9:00~17:00
（土・日・祝日は除く）

FAX.087-851-1014

